

平成28年1月から



後期高齢者医療制度の手続きにおいて マイナンバー（個人番号）の記入 が必要になります

平成28年1月から、番号制度が始まります。これからは、個人番号欄がある申請書・届出書等に、あなたのマイナンバーを記入してください。手続きをする窓口等で、マイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

通知カードのイメージ

個人番号 ○○○…○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏名 番号花子

住所 △県○市□町1-1-1

後期高齢者医療制度や
年金、税金等の手続きで
必要になります

ご自身のマイナンバーは「通知カード」や「個人番号カード」、
「住民票」で確認して、ご記入下さい ※被保険者証には記載されていません

詐欺にご注意ください！

新潟県内において、高齢者を狙った医療費の還付金詐欺事件が多発しています。電話で、「ATMに行け」、「マイナンバーや個人情報流出している」等といわれたら、それは**詐欺電話**です！
そのような電話があったら相手にせず、市町村窓口や最寄りの警察署に相談しましょう。